

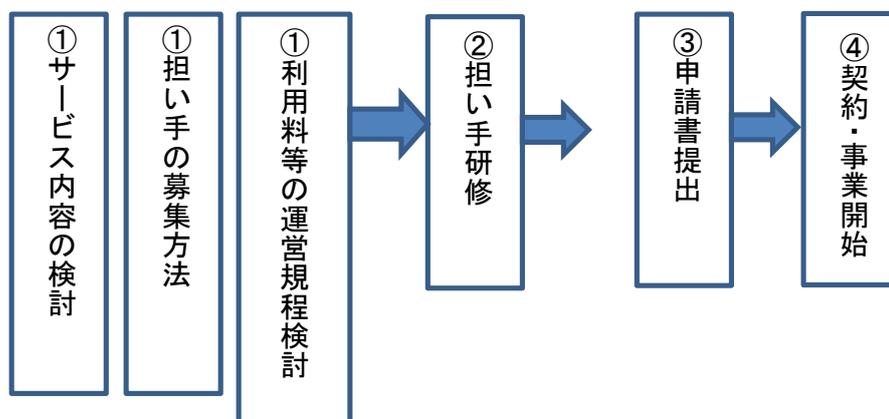
～佐野市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援

(訪問型Bサービス) について～

「訪問型サービスB」とは、住民主体団体（町会等）による生活援助として、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行うサービスです。

具体例として、布団干し、階段の掃除、買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換、代筆等を行います。料金は、支援主体のため多くはボランティアで行われます。

(1) 開始までの流れ



① 実施する内容を検討します。

- ・ 高齢者宅へ訪問しての日常生活を支援するうえで、団体単位で実施できる内容を検討します。

- 掃除（居室、寝室、浴室、トイレ、階段等の清掃）
- 洗濯（洗濯、物干し、収納、アイロンかけ）
- ベッドメイク（ベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- 布団干し・布団取込み
- 衣類の整理（夏・冬物等の入換）・衣類の補修（ボタン付け、破れ補修等）
- 調理・配下膳（一般的な調理、配膳・後片付け）
- 日用品等の買い物・薬の受取り
- ゴミ出し（可燃ごみ、資源ごみ）
- 電球交換
- その他 身体介護を伴わない内容で、団体で実施できるもの

- ・ サービスの担い手を選出します。

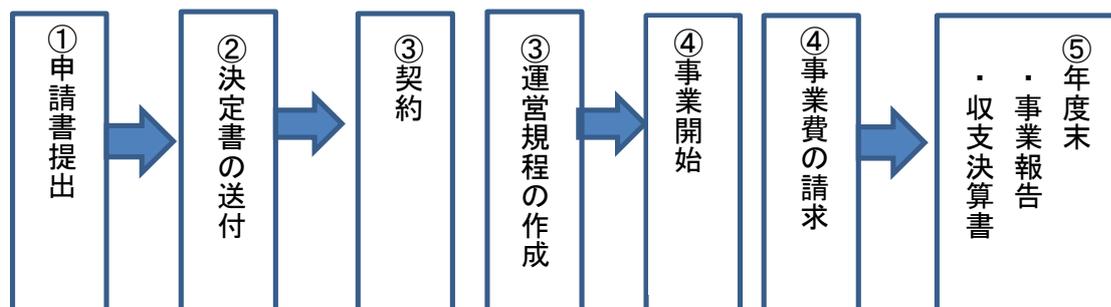
団体内で、サービスの内容に対して、誰が支援できるかを検討します。

- ・ 運営のための決まりごとを検討します。

取りまとめ役、利用する場合の利用料、利用料の徴収方法、利用料の支出の仕方、実施日時等

- ② **介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスB）実施申請書** を、市いきいき高齢課に提出します。
- ③ 市いきいき高齢課と団体で契約を行い、生活支援（訪問B）の開始となります。

（2）契約の流れ



- ① 申請書提出
代表者が、**介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスB）実施申請書** に記入・押印し、市いきいき高齢課へ提出します。
- ② 決定書の送付
市いきいき高齢課より、「介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）実施団体決定通知書」を送付します。
- ③ 契約・運営規定の作成
業務委託の契約をします。**契約書** 2部に代表者の記名・押印してください。
団体1部、市1部を保管します。
併せて、**運営規程** を作成し提出してください。
- ④ 事業費の請求
請求書 を提出していただき、指定口座へ振り込みます。
※契約者と振り込む口座の名義が異なる場合は、委任状が必要
- ⑤ 年度末に事業報告、収支決算書を提出
契約年度の年度末に、**事業実績報告書** **収支決算書** を市いきいき高齢課へ提出します。

（3）利用対象者

- ・ 要支援1・2及び総合事業対象者 …… 担当の地域包括支援センターより、介護予防サービス計画が必要となります。
- ・ 町内で必要と思われる方

(4) 利用料金等

- ・ 利用者からの利用料の徴収及び活動方法については、団体に検討します。
（例1）利用者が実施する内容によって利用料として負担
（例2）原則無料

(5) 利用者が団体のサービスを利用するまでの流れ

- ① 地域包括支援センターは、要支援1・2または基本チェックリストによる事業該当者が、介護予防サービス計画の中で、団体が行う訪問型サービスBを利用することが必要と判断した場合は、団体に利用者を紹介します。
- ② 団体と利用者が、サービス利用に関しての利用時間や料金等を確認し、サービスを開始します。

(6) 利用者団体間でサービスの運用

- ① 利用者は、団体と重要事項確認書を取り交わし、利用申請書を提出してもらいます。
- ② サービスを利用した際には、サービス担い手が訪問記録を記入して、双方1部ずつ保管します。また、利用者毎の記録を作成します。
- ③ 有料の場合、利用者は受けたサービスによって利用料金の支払いをします。

(7) 生活支援ボランティア研修会の開催

訪問型サービスBの担い手は、ボランティアの必要な知識や技術を学ぶ生活支援ボランティア研修会を受講します（開催は随時相談）。

研修内容
<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度（総合事業）・ ボランティア活動の意義・ 介護に関する知識と方法・ 認知症の理解（認知症のサポーター養成研修）・ 福祉サービスの基本と考え方・ 高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の対応）・ コミュニケーションの手法・ 訪問時のマナー・ 緊急時の対応 等

(8) 保険

- ・ 支援実施時に事故等がおこる可能性も考えられます。保険の加入については、団
体で検討してください。
 - (例1) 個人で加入している保険で対応
 - (例2) 団体単位でボランティア保険等に参加
 - (例3) 団体単位ですでに加入している保険で対応

(9) 市の支援方法

団体との業務委託契約により、委託料をお渡しします。

立ち上げ支援として（初年度のみ） 20,000円

活動費として（年額） 80,000円

その他、協議により決定します。

(10) 必要な物品等の準備について

支援をするうえで、必要となる物品等は、団体でご用意ください。

- ・ 担い手の名札
- ・ 記録簿等の消耗品
- ・ その他 支援実施にあたり、必要な物品等

(11) 生活支援コーディネーターについて

佐野社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが
活動を支援します。

生活支援コーディネーターに相談ください。

問合せ先

佐野市いきいき高齢課地域支援事業係

TEL 0283-20-3021 FAX 0283-21-3254

